

Title	清朝末期から中華民国初期における中国女子体育に対する一考察
Sub Title	A discussion on physical education of Chinese girls in the era between last days of Ching dynasty and early days of Republic of China
Author	笹島, 恒輔(Sasajima, Kosuke)
Publisher	慶應義塾大学体育研究所
Publication year	1966
Jtitle	体育研究所紀要 (Bulletin of the institute of physical education, Keio university). Vol.7, No.1 (1967. 12) ,p.31- 48
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	
Genre	Departmental Bulletin Paper
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00135710-00070001-0031

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the Keio Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

清朝末期から中華民国初期における 中国女子体育に対する一考察

笹 島 恒 輔*

1. はじめ
2. 女子の社会的地位
3. 女子教育に対する考え方
4. 女子学制の公布
5. 女子学堂章程の学校体育
 - (1) 法令上の学校体育
 - (2) 体育の授業は実際に実施されたのであろうか
6. 壬子学制の女子の学校体育
 - (1) 中華民国初期の女子教育
 - (2) 壬子学制の女子の学校体育
7. 教会学校の女子体育
8. むすび

1. はじめ

道光20年(1840年)に始まった阿片戦争に敗れた中国は南京条約により開国したが、これにより清朝の権威は動搖し、その後相次いで起こった西欧諸国との戦にも敗れたため、西欧文明をとり入れなくてはならないとして新式学校の設立に乗り出し、各種の学校を設立した。
光緒20年(1894年)の甲午の変(日清戦争)に敗れると、その原因は西欧化した日本に敗れたとして、学制改革に乗り出し、中国最初の近代式学制の「欽定学堂章程」を光緒28年(1902年)に公布し、次いで、光緒29年(1903年)には「奏定学堂章程」を公布した。

宣統3年(1911年)8月19日(太陽暦10月10日)武昌に起った辛亥革命により清朝は倒れ中華民国が成立した。

中華民国は民国元年(1912年)9月に「壬子学制」を公布した。「欽定学堂章程」「奏定学堂章程」「壬子学制」の学校体育については体育研究所紀要第1巻第1号で述べたが、「欽定学

* 慶應義塾大学体育研究所助教授

「堂章程」には女子の学校教育は含まれていなかった。「奏定学堂章程」も公布された当時には女子の学校教育の規定はなく、光緒33年(1907年)に初めて女子教育の規定を定めた。この規定は男女別学で男子の学校制度とは異なるものであった。中国における男女共学は「壬子学制」から実施されたのである。

光緒33年(1907年)に公布された「女子学堂章程」には体育についての規定もあったが、実際に体育の授業が実施されていたかどうか、また、中華民国成立後の「壬子学制」の女子体育はどうのようなものであったであろうか、教会学校の女子体育はどうであったか、ということについて考察を加えてみる。

- 注 (1) 道光20年～22年(1840年～1842年)の英清間の戦争。阿片問題を直接の原因として起こったのでこの名称がある。この戦争は東洋進出を図る英國の強引さと清との衝突。清は敗れ南京条約を結んだ。
- (2) 道光22年(1842年)8月、阿片戦争の結果、南京で清英間に結んだ条約で、この条約により清は5市(広東、廈門、福州、寧波、上海)を開港場とし、香港島を英に割譲した。
- (3) 咸豊6年(1856年)の英仏間の戦争のアロー号事件、咸豊8年(1858年)の露清間の争、光緒10年(1884年)の清仏戦争等。
- (4) 京師同文館、上清方言館(同治2年～1863年)、福建船政学堂(同治5年～1866年)、上海機器学堂(同治6年～1867年)、天津電報学堂(光緒5年～1879年)、天津水師学堂(光緒6年～1880年)、湖北自強学堂(光緒19年～1893年)等。
- (5) 体育研究所紀要第1卷第1号1～25頁。

2. 女子の社会的地位

清における女子の社会的地位は陳啓天著「最近卅年中國教育史」に「家長は家庭で最大の権威を持っており、家法によって子弟を統率している。子弟は家庭内では独立の地位を得ることは出来ず、女子は最下位とされていた。」とあるように極めて低いものであった。
(6)

また、「子とは男の子のことで、女の児は子の数の中に入らない。もし、男の子がなければ、女の児は何人産んでも役に立たず、あの人は子がない、といわれる。」ともいわれていた。
(7)

陳東原著「中國婦女生活史」には「宗法社会において最も特殊で最も不平等な観念は、婦人は『子』にあらずということである。婦人は人に伏すに過ぎない、夫人は人を扶けるに過ぎない、人は即ち第三者で他人である。それゆえ婦人は他人に伏し、他人を扶けるものであり自己に独立性がない。『女子』はやはり子というけれども、その意味は男子の『子』と同じではない。大載禮記に『女は如(同じ)であるが、子は孳(ふえる)である。女子は男子の数に従って人の履み行なうべき正しい道を守るべきもので、これを婦人という。』とある。この種の観念からして、女子には人格がなく、ただ男子によってのみよく人格を成すので、いわゆる『陰は卑

くて自らほしのままに出来ない。陽についてこれをなすのである』(白虎通嫁娶篇) というのがこれである。女子の一生の最高目標は人に嫁すことである。そのために婦人には名がない。男子の姓をついで名としている。婦人には諡はない、夫の爵によって諡とする。社会上の地位はこのようであり、嫁す前には父に従い、嫁しては夫に従い、夫が死ねば子に従う、家庭における地位はこのようなものである。束縛するために、反抗させず、種々の風俗、道徳、教条、信仰を以て抑圧し、訓練した。その結果女子の能力は益々弱くなり、地位は益々卑しくなり、人は女子を玩弄視するに至ったのである。女子自身もまた自らを軽んじ、自らを蔑しめたので、その因果が相めぐって女子は遂に十八層の地獄において自ら抜け出しが出来なくなり、男尊女卑の観念が遂に鉄則として一般的になってしまった。⁽⁸⁾とあり、また同書に「女子に職業なく、知識なく、意志なく、人格なく、ただ男子の奴隸となって、一人の専有の玩弄物となり、自己をうちこわして男子に媚びることは本来男尊女卑の結果であつて永い間の習慣である。女子の人生の目標を説くには、ただ柔順貞淑であつて、非がなく、儀がないことである。この原則に反するものは無遠慮で淫蕩ということになる。そのためわが国の有史以来の女性はうちこわされた女性で、わが国の女性生活史はただ一部のうちこわされた女性の歴史である。本書は聖母、賢母をとくものではなく、女帝や女豪傑を推尊して女性のために気をはこうとするものでもない。それはこれらは一部の人であつて大多数の婦女子の生活と関係ないからである。即ち、私はただ男尊女卑の観念が如何に広められていったかを示して、女性がうちこわされたのが如何に甚だしかったかを、そして現在の女性の頭上にどのような歴史のぬけ殻をもたらしているかについて語るものである。」⁽⁹⁾とあるように清末の女子の社会的地位は極めて低いものであった。

注 (6) 陳啓天著、「最近卅年中國教育史」(民国17年—1928年)，太平洋書店(上海)，4～5頁。

(7) 宮崎市定著、「科挙」(昭和38年)，中央公論社，8頁。

(8) 陳東原著、「中國婦女生活史」(民国17年—1928年)，商務印書館，2～3頁。

(9) 前掲(8)書，18～19頁。

3. 女子教育に対する考え方

同治元年(1862年)に西欧文明を取り入れるための外国语教育の機関として北京に京師同文館を設立して以後、学制が公布されるまでの間に相次いで各種の学校が設立されたが、外国人によって設立された教会学校(ミッションスクール)以外には女子教育のための学校は、私立の学校がごく僅か設立されたにすぎなかった。

光緒28年(1902年)に中国最初の近代的学制の「欽定学堂章程」が公布されたが、この「欽定学堂章程」には女子の教育は含まれていなかった。

光緒29年(1903年)に公布された「奏定学堂章程」も女子の学校教育の規定は定めておらず、光緒33年(1907年)になって初めて女子の学校教育に関する法令の「女子学堂章程」が公布されたのであった。

何故に初期の学制において女子教育について規定しなかったのであろうか。勿論男尊女卑といふことも一つの原因と考えられるが、その他に当時の中国を支配していた家族社会意識に「女子無才便是徳(女子は学問なきを以て徳となす)⁽¹⁰⁾」というのがあったために、これが大きな影響を与えていたと考えられる。

「女子無才便是徳」とはいうものの女子の教育が全然なかった訳ではなく、女子教育は家庭において実施されていたのである。

舒新城編「近代中國教育思想史」に「わが国の学制系統表に女子の学校が入るまでは女子の教育がなかったというのは誰も承認しないだろう。『内則』と『女誠』等の書がそれを良く反証している。この『内則』と『女誠』に説かれている種々のことは皆社会の遺則で、所謂金持の家の家庭における女子に対する教育法で、現代のように学校に行って勉強するというものではなかった。そのために厳格な意味では昔は女子教育はなく——少なくとも女子の学校はなかった。」⁽¹¹⁾とあり、女子の教育が家庭内で行なわれていたことを認めている。

阿片戦争以後相次いで新式の学校が設立されていったが、いずれも男子の学校であった。それについて「近代中國教育思想史」に「阿片戦争以後、教育が無ければ他国と競うことが出来ないということを知り、漸次変法自強を論ずる者⁽¹²⁾が出てきた。甲午の役(日清戦争)以後この種の思想が大いに提唱されたが、国の政治に参加している者は、女子教育に対して何等の発言もなかった。清末に張之洞が時勢を論じた観学篇は当時の教育界に非常な影響を与えた。

その外篇には教育制度も広く論じられていたが、それは、専ら農学、工学、商学、礦学、兵学等について論じているのであって、女子教育については一言も触れなかった。興学と学制の両篇には外国の教育制度について論じ、わが国における採り上げ方について詳しく述べているが、この部分にも女子教育については少しも触れていないかった。

女子教育について論じていないのは、女子に対して宿怨があるためではない。女子教育について論じなかったのは数千年来の男尊女卑の社会的習慣が彼をして女子の人格を認めしめなかつたためである。⁽¹³⁾とある。

当時の清政府内の進歩派といわれ、学制の制定を強く主張してきた張之洞にしてさえこのように女子教育を念頭においていなかったのである。

光緒29年(1903年)に「奏定学堂章程」が公布されたが、これにも女子教育の制度は含まれていなかつたが、女子児童の教育の必要性は感じていた。しかし、その教育は家庭内でするべきものであると一般には考えられていた。

「蒙養家教合一」に「三代（夏・殷・周）以来の女子もまた皆教養があったと經典に出てゐる。女子を教育するのは母としての必要のためである。中国においては男女の別は甚だ厳格なので、少年と少女の共学は断じてよろしくない。外国の教育を受けたものは外国の習慣を誤って学び、自由に外出して市街を歩き、恋愛結婚をして父母、夫、婿を次第に軽視するようになる。そのために女子はただ家庭で教育すれば良い。

母或いは保姆の教育により文字を解し、家庭で應用する書物と物の道理に通じ、婦人の道を尽し、女子の行なうべきことを学んで、家庭を持って子供を養育出来ればよいのである。無益な文章は教える必要がない。外国に関することはいたずらに事を起して、議論を生じるからなおさら教える必要がない。

女子教育で弊害を生じないためには、ただ家庭で教育することである。女子の教育はただ幼児を保育することだけではないが、この事が最も大切なことである。もし、全国の婦女子が無学だとすると母としての教育を行なうことが出来ず、幼児の身体は発育不良となり、良い気質を養うことも出来ない。幼児教育の巧拙は實に国民教育の第一要素である。⁽¹⁴⁾」と当時の女子教育に対する考え方を述べている。

これらが女子教育に対する当時の社会一般の「女子は子供を養育するだけの知識があれば充分である。」という通念を端的に現わしていた。

勿論、梁啓超のように女子教育を奨励した者もいたが、大勢は女子教育に対して否定的であった。⁽¹⁵⁾

光緒33年（1907年）に公布された「女子学堂章程」は男女別々の学校制度を定めていたし、中華民国成立後に公布された「壬子学制」（民国元年—1912年）では男女共学を建前としていたが、この男女共学は教育行政上の便宜のためのものであり、眞の男女共学は五・四運動以後になつてからであった。⁽¹⁶⁾
⁽¹⁷⁾

注 (10) 東亞同文書院支那研究部編、「現代支那講座第六講社會文化」（昭和14年）、東亞同文書院（上海）、55頁。

(11) 舒新城編、「近代中國教育思想史」（民国17年—1928年）、中華書局、389～390頁。

(12) 西洋の長所を取り入れ、政治体制を改革して富国強兵をはかろうとする運動。

(13) 前掲(11)書、390頁。

(14) 前掲(11)書、396～397頁。

(15) 前掲(11)書、390～391頁。

(16) 第一次世界大戦後中国に起こった反帝国主義運動、民国8年（1919年）5月4日に起こった事件が端緒となつたので五・四運動という。

(17) 前掲(8)書、387～388頁。

4. 女子学制の公布

男尊女卑の社会的習慣から光緒29年(1903年)に公布された「奏定学堂章程」にも女子の学校制度が定められていなかったが、当時の識者の間には教会学校には女子教育の学校もあり、日本においても女子教育の発達が強国となるための種々の刺激となっていると主張して、女子教育について提唱していた。

光緒23年(1897年)に梁啓超は女子教育の振興を力説して、「今日我が國において人に女子教育について語ると、聞く者は必ず天下には急を要することがどれ位あるかわからない。数多くの例があげられているが未だ実施されておらず、それについて汲々と論じているだけでその根本については知られていない。私は天下の積弱の原因は婦人の教育のないことから始まっていると言いうる。」と述べている。
(18)

また、「欽定学堂章程」の公布された光緒28年(1902年)5月から9月にかけて日本の教育事情を視察した管学大臣の一一行の視察記をまとめた「東游叢録」によると日本各地の女子教育機関を視察しており、また、日本人との会談の中に、10年前にはほとんどなかった日本の女子教育はどうしてこのように盛んになったのか、との質問もしている。
(19)

「皇朝經世文新編」にも変法自強疏(注釈)で、外国には女子の学校がありと述べており、学校篇でも西欧の女子教育について触れている。
(20)(21)

このように、当時の識者が全然女子教育について考えていなかったわけではなかった。

光緒30年(1904年)に起った日露戦争に日本が勝利を得たのは立憲制のためであるとして、清朝内にも立憲主義者が多くなっていった。その影響により光緒31年(1905年)11月10日(太陽暦12月6日)に教育行政を司る役所の学部(日本の文部省に当る)が設けられ、学校のことは礼部(22)を離れて学部に移った。
(23)

学部は新教育の精神を明らかにするために「教育宗旨」を定めて奏上し、裁可を得て、光緒32年(1906年)3月1日(3月25日)に公布した。(24)この「教育宗旨」は清の将来の発展を期するためには、従来の教育の長所を生かし、外国の教育を参照して、新境地を開拓しなければならないとしていた。

先進諸国にならって清も女子の教育制度を確立することになり、光緒33年(1907年)1月24日(3月8日)に「女子師範学堂章程」38条と「女子小学堂章程」26条を公布した。(25)(26)

「奏定学堂章程」においては(実際に法令通りに実施されていたかどうかは別として)、法規上は男子は、初等小学堂(5年)→高等小学堂(4年)→中学堂(5年)→高等学堂(3年)→大学堂(3~4年)→通儒院(大学院→5年)という学校制度を定め、その他に師範教育、実業教

育も設けていた。しかし、光緒33年(1907年)に公布された女子教育の制度は、女子初等小学堂(4年)・女子高等小学堂(4年)、女子師範学堂(4年)だけであった。

このことは政府要路者の中に先に述べた女子教育に対する考え方が多く作用していたためと考えられる。

注 (18) 前掲(11)書、391頁。

(19) 吳汝編著、「東游叢錄」(明治35年)、三省堂、4~48頁(中国文)。

(20) 「皇朝經世文新編」(光緒24年~1898年)、卷1、19丁。

(21) 前掲(20)書、卷5、6丁。

(22) 李守孔編著、「中國近代史」(民国47年~1958年)、三民書局、715頁。

(23) 清史編纂委員会編、「清史」(民国50年~1961年)、国防研究院、第1冊363頁(卷24、德宗本紀2)。

(24) 前掲(23)書、367頁(卷24、德宗本紀2)。

(25) 忠君、尊孔、尚公、尚武、尚実の5項。

(26) 丁致聘編、「中國近七十年來教育記事」(民国24年~1935年)、商務印書館、21頁。

5. 女子学堂章程の学校体育

(1) 法令上の学校体育

光緒33年(1907年)1月24日(3月8日)に公布された「女子小学堂章程」、「女子師範学堂章程」に定められた体育の目標、要点、授業順序は、

女子初等小学堂・女子高等小学堂——体操の要旨は身体各部の発育を均齊にし、四肢の動作を機敏にし、規律を守り、協同の公義を貴ばせるにある。

その教科の程度は、女子初等小学堂においては適宜の遊戯、時には音楽の伴奏でこれを教え、順次普通体操に進む。女子高等小学堂では普通体操と遊戯を教える。遊戯を教える際には活発愉快に行なわせる。ただし、不踏放縱にならないように注意する。また、授業で教えた姿勢を常に保持させる。
(27)

女子師範学堂——体操の要旨は身体各部を均齊に発育させ、動作を機敏にし、举措を厳肅にし、協同と規律の有益を守らせる。

その教科は、普通体操、遊戯、並びに体操教授法の順序で教える。

授業時数と授業内容は、

女子初等小学堂——週4時間、1年遊戯、2~4年遊戯、普通体操。

女子高等小学堂——週3時間、遊戯、普通体操。

女子師範学堂——週2時間、普通体操、遊戯、体操教授法。

体育施設については、

女子初等小学堂・女子高等小学堂——体操場と用具を備える。

女子師範学堂——体操場は室内と室外の2カ所とする。

(30)

と規定している。

教員については、女子小学堂では体操の専科教員を置くとしている。

(31)

以上が「女子学堂章程」に定められた学校体育の規定であるが、体育の課程標準は公布されなかった。

(d) 体育の授業は実際に実施されたのであろうか

「女子学堂章程」の公布により制度的には女子の学制が規定されはしたが、実際に女子の教育機関が設立され、女子が学校に通学し、体育の授業に出席したであろうかということになると非常に疑問のもたれるところである。

「最近卅年中國教育史」に出ている学部の教育統計によると、「女子学堂章程」が公布されてから3年目の宣統元年(1909年)の女子学堂の数は全国で308校、在学生数、14,054人で、直隸(北京を除く)、吉林、山西、陝西、河南、安徽、浙江、湖南、四川、廣東、貴州、甘肅、新疆の13省には女子の学校は1校も設立されておらず、男子小学堂と女子小学堂の比は171対1であり、在学生数は150人対1人となっていた。特に、男子の初等・高等小学堂が10,740校もあり全国一の数をほこっていた直隸省(北京を除く)に女子小学堂が1校も存在していなかったことは注目に値する。(この地区に女子教会学校が多く設けられていたのも原因の一つかもしれない。)

直隸省(現在の河北省)は経済的に恵まれており、また知識人も多く居住していたと考えられる地域なので、当時の女子学堂に対する考え方を端的に現わしていたのではないかと考えられる。このことは、北京の男子校229校に対して女子校10校という比率からも裏付けられるであろう。

「中國教育之改進」にも「学校に入学する児童は皆經濟的に恵まれた家の子弟である。女子については父母が私塾を設立して教育をしている。私塾を設けられない貧乏人は学校へ通学させることも出来ない。」とある。

(35)

体育の教員には専任者をあてると規定してはいたものの、女子学制の公布当時に存在していた女子の体育教員養成の学校は光緒31年(1905年)に設立された中国女子体操学校だけであった。そのため適格教員も当然不足していたと考えられる。

(36)

法令上は女子学堂が設立され、学校体育を実施することになってはいたが、女子学堂に通学していたのはごく一部の良家の子女であり、その良家の子女の間には、政府が光緒28年(1902年)に纏足禁止令を公布したが未だに纏足の風習が根強く残っていたので、纏足した子女が学校に通学したとしても体育の授業どころではなかった(「女子小学堂章程」の教育總要の五にも纏足の

弊害を述べ禁止するように説いている)。その上適格教員も不足していたという状況であれば、たとえ法令上は体育があったとしても、実際には何もなかったと言ってよいのではないだろうか。

- 注 (27) 「大清光緒新法令—第11冊～第13冊—第七類教育」(宣統2年—1910年), 商務印書館, 第13冊43丁。
- (28) 前掲(27)書, 第13冊37丁。
- (29) 前掲(27)書, 第13冊43～46丁。第13冊37～38丁。
- (30) 前掲(27)書, 第13冊38丁, 46丁。
- (31) 前掲(27)書, 第13冊46丁。
- (32) 前掲(6)書, 97～100頁。
- (33) 前掲(6)書, 97～100頁。
- (34) 前掲(6)書, 97頁。
- (35) 國聯教育考察團著, 「中國教育之改進」(民国21年—1932年), 国立編訳館, 63頁。
- (36) 吳文忠編著, 部定大学用書「體育史」(民国47年—1958年), 正中書局, 352頁。

6. 壬子学制の女子の学校体育

(イ) 中華民国初期の女子教育

宣統3年(1911年)8月19日(10月10日)に武昌に起った革命は辛亥革命に発展し, 清朝による長年の異民族支配と, 古代より数千年間続いた君主制が打倒され, 中華民国が成立した。

中華民国は1912年を民国元年として太陽暦を採用した。中華民国は民国元年1月9日に学部を教育部に改め, 新政府の新教育方針による学制の準備に入り, 民国元年(1912年—壬子)9月4日に新教育方針に基づいた学制の「壬子学制」を公布した。この「壬子学制」は清時代の「欽定学堂章程」「奏定学堂章程」と同様に日本の学制を模範にしたものといわれている。

「壬子学制」は民国11年(1922年)まで実施されたが, この「壬子学制」の実施されていた時期は共和国が成立したとはいうものの, まもなく北洋軍閥の統帥袁世凱が政権を掌握し, 配下の将領を督軍として全国に配置し, 軍事財政の実権をにぎり, 議会を解散し, 袁世凱独裁を実現した。袁の死後段祺瑞の安徽派が勢力を得, これについて呉佩孚のもとに集結した直隸派が政権を掌握し, ついで張作霖の奉天派が優勢となるというように軍閥の戦争による, 第2革命, 第3革命, 清朝の復辟, 南北の衝突, 安直戦争, 第1次奉直戦争とつづいていた。その間第1次大戦後, 国民の政治的自覚がたかまり, 民国8年(1919年)に五・四運動がおこり, 外国帝国主義と軍閥に反対する大衆運動が強力となっていました。

中華民国が成立したというものの, このように政局は安定せず, 二転, 三転としており, それにつれて教育界も混沌とし, 教育費も十分には支出されていなかった。

「壬子学制」において初等小学校の男女共学をとり入れたが、この男女共学も「中國婦女生活史」に「民国元年教育部が普通教育暫行弁法を公布したが、その中に初等小学校の男女共学があった。更に民国4年には高等小学校の男女児童はおのおの各学級別に編入することに改めた。

これによって見ても、五・四運動以前に定められた男女共学は、単に教育行政上の便宜から出たもので、別個に女子小学校を経営する事の出来ない地方の女生徒に限り男子校に入学を許され、別に学級を編制するという臨時的便法に過ぎなかったもので、決して男女の共学を認めるというものではなかった。社会的にも男女共学は嬉ばれなかったためにこのような規定が出来たのである。眞の意味の男女共学は五・四運動以後である。⁽³⁷⁾とあり、男女共学といつても眞の男女共学は「壬子学制」の公布時には実施されていなかった。

また、中華民国初期の女子教育について同書に「中華民国の成立とともに、教育制度、教育方針はことごとく改革されたが、女子教育に関する部分は比較的少ない。男女の教育は依然として分立しており、初等小学校においては女子は裁縫科が多く、女子高等小学校においては特に家事の一科が設けられていた。ただ従前の女子師範学校と共に新たに女子中学校が設立され、男子の一般科目とともに家事、園芸、裁縫の科目が加えられており、数学からは三角が省かれ、手工は編物、刺繡、棉摘み、造花を主とし、体操からは兵式体操が除かれていた。

女子師範学校は小学校教員および幼稚園の保姆を養成することを目的としており、男子の師範学校とは異なっており、女子中学校と男子中学校との関係のようではなかった。大学の門は依然として女子には閉ざされており、民国6年(1917年)まで女子の高等学校さえなかった。

要するに、当時の女子教育は依然として良妻賢母養成を最高目標としていたので、その制度がこのようであったばかりでなく、教育の方針、教材も総てこれを目標に定められていた。

女子学生の数は民主主義思想の普及とともに激増した。男子が辯髪を断ったと同様に女子もまた纏足を廃止した。この時期になると一般的の父母も女子の纏足廃止が決して結婚の障害となるないということを知ったが、中には未だそれを恐れた母親がいないでもなかった。

女子学生数の増加傾向と男子学生との相違は次の教育部の第1次～第5次教育統計によって明らかである。

年 次	男子学生	女子学生
民 国 元 年	2,792,257	141,130
〃 2 年	3,476,242	166,964
〃 3 年	3,898,065	177,273
〃 4 年	4,113,302	180,949
〃 5 年	3,801,730	172,724

最初の4年間の男女学生の増加割合はほとんど変りがない。ただ5年の減少は洪憲の帝制

(袁世凱の帝制運動) の影響を蒙ったものである。

民国5年(1916年)の女子学生数と15年前のそれを比較すると激増が目立っている。15年前には中国人経営の女子の学校は極めて少なく大部分は教会経営であった。その当時の女子学生数は僅かに4,373名に過ぎなかつたが、民国5年においては中国人経営の中等学校の在学生のみでも8,005名の多きに達しており、初等学生(初級小学校、高等小学校)は164,719名に達し、15年前に比較すると40倍以上になっている。誠に驚くべき増加傾向であると言わねばならない。このことは中国の大多数の人々が女子にも読書が必要であることを認識したためと思われる。」⁽³⁸⁾とあり、世人も次第に女子教育の必要性について認識を深めていったのである。

女子の教育を受ける者が次第に増加していったとはいいうものの民国12年(1923年)の統計によると未だ女子の就学は男子に比較してはるかに劣っていた。

中華教育改進社の統計による初等小学校、高等小学校、中学校の男女児童、生徒数と女子の百分比は、

学校別	男 子	女 子	総 数	女子百分比
初等小学校	5,445,815	368,560	5,814,375	6.34%
高等小学校	547,297	35,182	582,479	6.04%
中 学 校	100,136	3,249	103,385	3.14%

(39)

となっており、女子の教育が普及していったとはいいうものの、初等小学校で6.34%、高等小学校で6.04%、中学校で3.14%の低さであった。ただ、師範学校だけはその性質上17.57%を占めていた。⁽⁴⁰⁾

女子の就学率は文化的に開け、経済的に豊かな省で高く、僻遠の省、経済的に恵まれていないう省で低かった。

初等小学校はどの省にも男女の在学生がいたが、高等小学校は新疆省、綏遠省には女子の在学生が居らず、中学校になると新疆省には男子女子とも設けられておらず、吉林、河南、山西、江西、陝西、甘肅、新疆、四川、広西、貴州、熱河、綏遠、察哈爾の13省には女子の学校が設けられていなかった。女子師範学校も新疆、広西、熱河、綏遠、察哈爾の5省には存在しなかった。

当時の中国においては富裕の家の子弟のみが学校に入学したので就学率も低く、民国17年~18年(1928年~29年)の就学率は全国平均で20%であった(山西省の76.8%を別にすれば、浙江省32.6%から最低は湖北省3.1%であった)。⁽⁴¹⁾⁽⁴²⁾⁽⁴³⁾

(四) 「壬子学制」の女子の学校体育

「第二次中國教育年鑑」の第12編体育衛生軍訓及童子軍の第1章体育第1節学校体育に「民国成立以後小中学校の課程に体操を入れることを規定した。その内容は五八体操と普通体操の2種である。当時各学校で実施したのは南北の2派に分かれており、南方の大都市では日本式の体操を採用していたが、北方では日本式の体操を採用していたほかにドイツ式体操を教えていた。民国4年(1915年)に上海で第2回極東大会が挙行され、わが国がサッカー、バレー、ボーラー、水泳と陸上競技に優勝してからは学校でとりあげられたが、まもなく淘汰されて球技と陸上競技だけが行なわれた。しかし、惜しいことに良い教師に恵まれなかつたために、学生間に広く興味を起こさせることが出来ず、少数の選手が実施したにすぎなかつた。この傾向はわが国の体育の発展に非常な阻害を来たした。」と述べている。⁽⁴⁴⁾

中華民国が成立してから学校数が急速に増加していったが、第2次教育年鑑でも述べているように、適格教員の充足は十分でなく、学校数の増加とともに無資格教員の比率が増加していった。

「壬子学制」の公布された民国元年(1912年)の初等小学校、高等小学校の校数は86,318校、在学生2,776,373人が、同学制の最後の年の民国11年(1922年)には、177,751校、6,601,802人に増加し、中等教育においても、民国元年の832校、97,965人が、民国11年には1,096校、182,804人と増加していった。⁽⁴⁵⁾

教員についてみると、中華民国の成立する2年前の清の宣統2年(1910年)の全国教員数(教会学校を除く)は89,703人であるが、そのうち普通教育で4割、師範教育で2割2分、専門教育で2割7分が学制公布以前の教員か無資格教員であった。⁽⁴⁶⁾

宣統2年(1910年)に89,703人であった教員も民国3年(1914年)7月には学校数の増加とともに教員数は2倍の約16万5千人とふえたが、その間の国立、省立大学卒業生は1,100名、高等師範学校卒業生は200人、師範学校卒業生は3,500人、国立、省立専門学校本科卒業生は1,600人であり、全員教職についたとしても6,400人にしかならない。國、公、市立の専門学校卒業生は1万2千人で、その半数が教職についたとしても、大学、高等師範学校、師範学校卒業生をあわせても1万3千人を超ないので、8万人の教員増加は6万7千人の無資格者を増加したことになった。⁽⁴⁷⁾

この傾向はその後も変わらず、民国22年(1933年)の小学校、幼稚園の教員の有資格者は34.87%(省市によって異なり、最高63.44%, 最低19.71%)となっていた。⁽⁴⁸⁾

適格教員の不足は体育においても同様であったが、初等小学校、高等小学校の適格教員の不足は十分な体育の授業を実施することは不可能であったであろうと考えられる。

1校平均の在学生数も、「壬子学制」の実施された最後の年の民国11年(1922年)において小

学校で 1 校平均 37 人、中学校が 1 校平均 167 人であった。この数字からすると学校の規模の小さいものもかなりあったと考えられる。そのような小規模の学校では体育の施設も無く、体育の授業も十分に実施されていなかったのではないだろうかと考えられる。

民国 8 年 (1919 年) 2 月から 3 月にかけて中国の学校を視察した朝鮮総督府田中広吉視学官の視察記によると、当時しばしば勃発していた軍閥間の抗争にまきこまれた地方の学校では、教育費も支出されず、学校の施設は一つとして完全なものではなく、机、腰掛も損傷していて、教授用の器具も使用に耐えないと述べている。

また、場合によっては戦場となった地域では校舎が兵舎として利用され、長期間学校が閉鎖されてしまうこともしばしばであった。

「壬子学制」期において軍閥抗争の戦場となったのは、文化的にも開け、経済的にも豊かで、学校も数多く設立されていた沿海、揚子江流域の諸省であったので中国教育界に与えた打撃は大であった。

前出の田中視学官の視察記に、

直隸第一女子師範学校——運動奨励の目的で屋外体操場の設備を整え、庭球、ぶらんこ、クリケット等諸種の体育用具を備え、ことにダンス、遊戯に重点を置いて練習している。

北京女子師範学校附属小学校——体操は普通体操、兵式体操の 2 種であるが、兵式体操を重視して、体育本位でなく、精神教育本位であることが注意をひいた。

とあり、参観したのは一流の学校であるといっているので、他の学校はこの参観記以下ということになる。民国 8 年 (1919 年) 当時直隸省は戦場となっていたので、戦場となった省ではこのようではなかったであろう。

民国 8 年 (1919 年) 当時広東省汕頭付近の一村落の鳳凰村の在学生 24 名、教員 1 名の小学校の教科は初級で読方（経書の抜萃でその内容から歴史的道徳的教育を併せて行なうことが出来た）、習字、作文、上級では経書の抜萃、歴史、地理、算術（算盤を含む）であり体育はなかった。教員 1 名の単級学校の授業では施設その他の理由から体育を実施してないところが多かったのではないかだろうか。民国 11 年 (1922 年) の小学校の在学生数の 1 校当たりの平均が 37 名ということであれば、過半数が単級の学校ではなかったかと考えられる。

「壬子学制」期は政争が連続し、国費も窮乏し、また内戦のために緊急に費用を要するが多く、教育方面に費用を支出する余裕はなかった。その上、1 校当たりの平均児童、生徒数も少なく、施設も十分でなく、適格教員も不足していた。

このような状況からすると女子の学校体育は規定通りに実施されていなかったと考えられる。

女子体育の適格教員を充足するために上海女子青年会体育師範学校、上海爱国女学体育科、

東南女子体育師範学校、上海両江女子体育学校と設立されたが、設立後まもなく廃校となってしまったものもあった。
⁽⁵⁴⁾

- 注 (37) 前掲(8)書、387～388頁。
(38) 前掲(8)書、361～363頁。
(39) 前掲(6)書、239～244頁。
(40) 前掲(6)書、263～266頁。
(41) 前掲(35)書、94頁。
(42) 前掲(35)書、75頁。
(43) 同 上。
(44) 教育部編、「第二次中國教育年鑑」(民国37年—1948年)，商務印書館、1292頁。
(45) 前掲(6)書、235～236頁、260～261頁、270～271頁。
(46) 前掲(6)書、238～244頁、266頁、287頁、321頁。
(47) 朝鮮総督府編、「支那教育狀況一斑」(大正8年)，朝鮮総督府、100～101頁。
(48) 東京文理科大学・東京高等師範学校紀元二千六百年紀念会編纂、「現代支那満洲教育資料」(昭和15年)，培風館、239頁。
(49) 前掲(45)書。
(50) 前掲(47)書、48頁。
(51) 李銳著、玉川信明、松井博光訳、「毛沢東その青年時代」(昭和41年)，至誠堂、66～68頁。
(52) 前掲(47)書、83頁。
(53) 平塚益徳著、「近代支那教育文化史—第三国対支教育活動を中心として—」(昭和17年)，目黒書店、229頁。
(54) 前掲(36)書、353～356頁。

7. 教会学校の女子体育

教会学校(ミッションスクール)がはじめて中国に設けられたのは清の道光19年(1839年)のモリソン学校である。南京条約(1842年)により中国が開国して以後は中国に相次いで設けられていったが、直隸、山東、江蘇、福建等の開港場のある各省に多く、甘肅、貴州、広西、雲南等は絶無に近かった。教会学校はカトリック系よりもプロテスタント系のほうがはるかに多かった。

教会学校は收回教育権運動の抬頭するまでは、文字通り中国政府に対して全く独立の形態と組織をもって活躍していたのであった。中国における教会学校は小学校程度のものが圧倒的に多かった。また、当時一般からは等閑視されていた女子教育に力を注いでいた(教会学校数、その内訳、教会学校の推移については体育研究所紀要第1巻第1号を参照されたい)。
⁽⁵⁵⁾
⁽⁵⁶⁾

中国で女子の学校制度が公布されると、当初から熱心に女子教育の分野を開拓してきていたミッションが、有利となった時代に女子教育機関の拡張、増設に一層の努力を払ったのであった。
⁽⁵⁷⁾

光緒33年(1907年)に「女子学堂章程」が公布されたとはいもののそれは女子師範学校まで

清朝末期から中華民国初期における中国女子体育に対する一考察

であったが、教会学校では光緒31年(1905年)に華北協和女子大学が設立され、宣統3年(1911年)⁽⁵⁸⁾には南京に滙文女子大学、福州に華南女子大学が設立されるというように女子教育の拡充に努めていた。⁽⁵⁹⁾

清末から民国初年にかけては教会立女学校の活躍は注目すべきもので、中国人の設立した学校の教師として活躍していた。⁽⁶⁰⁾

教会学校が女子教育を重視したことは初等小学校の男女の比が68対32、高等小学校で71対29で、中国人経営学校の比の大体8倍に当っており、中等学校においては民国7年～8年(1918年～1919年)において在学生の17%が女子であった。同年度の公立中等学校の男子69,598名に対して女子は622名であった。

教員についてみても民国7年～8年に3,069名の女子教員が教会学校におり、男子教員の2倍であった。⁽⁶¹⁾

このように中国の一般的傾向から見捨てられていた女子教育に教会学校が力を注いでいたことは注目すべきところであるが、その教会学校での体育はどのように実施されていたのであるか。

教会学校は中国政府から独立の形態をとっていたので、これらの学校の授業内容は他の国・公・私立の学校とは異なっていた。体育の授業も中国の学校とは異なった形式で行なわれていた。教会学校には設備の整っていたものもあったが、中には設備も貧弱で在学生が少なく単級学校であり、運動設備もない学校もかなり存在していた。⁽⁶²⁾

女子教会学校でどのような体育が実施されたかは資料が極めて少なく明らかではないが、設備の貧弱な単級学校では体育をほとんど実施していなかったと考えてよいであろう。

光緒10年(1884年)江蘇省鎮江に設立された美以美会(Methodist Episcopal Church, North)⁽⁶³⁾の教会学校鎮江女塾の教科目に各学年共に体操という時間が設けられているが、何の種目を週何時間ずつ行なっていたか不明である。

清朝末期頃から教会学校所属の小、中学校に対する統一が進み、West China Christian Education Union(華西基督教教育組合)、Central China Christian Education Union(華中基督教教育組合)、East China Educational Union(華東教育協会)、Educational Association of China(中国教育協会)という組合が設立され、その外にも省別の協会がいくつか設立されていた。

民国4年(1915年)の華西基督教教育組合の制定した課程によると、初等小学校課程では各学年共に体操の課目があり、1年は要目編纂中、2年は遊戯と簡単な操練、3年、4年徒手体操と操練となっていたが、高等小学校課程には体育はとりあげられていなかった。

華東教育協会は初等小学校、高等小学校、中学校の毎週の授業時数を定めているが、どの学

校の課程にも体育はなかった。

また、民国4年(1915年)2月に華中基督教教育組合の定めた中学校課程にも体育の授業はなかった。⁽⁶⁴⁾

これは、教会学校がその設立の条件から宗教関係の授業にかなりの時間をとられるのと、設備の貧弱な在学生も少ない学校もかなり存在していた(民国10年—1921年のプロテスタント系の学校の在学生の全国平均は初等小学校20余人、高等小学校30余人、中学校50余人)⁽⁶⁵⁾ので、体育の授業も実施出来ないのでこのような規定になったのではないかと考えられる。

民国8年(1919年)華南の汕头付近の在学生34人の教会学校の小学校の教科には体育はなかった。

女子教会学校の体育の授業は資料が十分でなくはっきりしてはいないが、判明した資料だけからすれば、一般の中国の学校と同様に体育の授業はほとんど行なわれていなかったのではないかだろうかと考えられる。

注 ⑤5 第一次大戦後中国教育界に抬頭した国民主義的思潮の現われで、中国における教育権を中国国家の手に回収しようとする運動。

⑤6 体育研究所紀要第1巻第1号、14~16頁。

⑤7 前掲⑤3書、161頁。

⑤8 前掲⑤3書、166頁。

⑤9 前掲⑤3書、166~167頁。

⑥0 前掲⑤3書、173頁。

⑥1 前掲⑤3書、242~243頁。

⑥2 山口昇編、「欧米人の支那に於ける文化事業」(大正10年)、日本堂書店(上海)、935~1181頁。

⑥3 前掲⑤3書、101~103頁。

⑥4 交渉資料第十七編「支那ニ於ケル外国人經營ノ教育施設」(大正14年)、南満洲鉄道株式会社総務部交渉局、41~45頁、22~40頁。

⑥5 前掲⑥書、347~352頁。

8. む す び

「清朝末期から中華民国初期における中国女子体育に対する一考察」と題して主として「女子学堂章程」公布以後「壬子学制」までの女子の学校体育について社会的条件を打ち出して述べ来たが、資料が少なく十分な考察を加えることが出来なかった。

道光20年(1840年)に始まった阿片戦争に敗れ、南京条約により開国した清は、その後のたび重なる諸外国との戦いにも敗れて西欧化に踏み切り、洋式学校を設立したがその中に女子の学校は含まれていなかった。日清戦争に敗れたのは日本の国民教育の進歩に敗れたとして学制公布の準備に入り、光緒28年(1902年)に「欽定学堂章程」、翌光緒29年(1903年)に「奏定学堂章程」

を公布したが、男尊女卑の風が当時の中国社会を強く支配していたために女子の学校教育については触れていなかった。

中国の近代化が進むにつれて、一部の識者は女子教育についての提唱をしており、先進諸国には総て女子の学校があったので、政府も光緒33年(1907年)に「女子学堂章程」を公布した。「女子学堂章程」は男子の学制と年限も異なり、小学校と師範学校の規定しかなかった。

女子の学制が公布されたとはいいうものの世間一般には「女子は学問無きを以て徳となす。」という女子教育無用論が根強くあったために、学制公布後3年を経過しても女子の学校の数は男子の171分の1であり、在学生は150分の1であった。また、13の省に女子の学校が設立をされていなかった。

当時学校に通学出来たのは経済的に恵まれた良家の子弟に限られていた。その良家の子女には纏足の風習が根強く残っていた。纏足している女子は学校に通学しても体育の授業に出席することは出来なかつたであろう。

法令上は女子学堂において体育を実施するようになっていたが、適格教員の不足と、通学出来る良家の子女は纏足をしていたという点からして、実際には何も出来なかつたというのが実状であろう。

宣統3年(1911年)の辛亥革命により清は倒れ、1912年に中華民国が成立した。

中華民国が成立したとはいいうものの軍閥の勢力争いの内戦が続発したために政局は安定せず、教育費も十分に支出されず、教育界も混沌としていた。

とくに内戦の舞台となつたのは文化的に開け、経済的に恵まれた地域だったので教育界への打撃は大であった。

中華民国は成立すると「壬子学制」を公布し、初等小学校の男女共学を実施したが、男女共学はあくまで便宜的のものであった。学制は男女同一となったが教科には差があり、一般に女子教育への認識は高まつたといふものの女子の就学率は依然として低く男子の7%以下であり、13の省には女子の高等小学校在学者はいなかつた。

学校数の増加について無資格教員も増加してゆき適格教員が不足していった。1校の平均在学生も民国11年(1922年)において小学校で37人、中学校が167人であった。この数字からすると学校の規模の小さなものもかなりあったと考えられる。そのような小規模学校は単式学級であり、体育の施設も悪く、適格教員も居らず、体育の授業も十分に実施されていなかつたのではないかと考えられる。

教会学校は中国の開国以後各地に設立され中国政府に対して独立の形態と組織を以て活躍し、当時一般に顧みられなかつた女子教育に力を注いでいた。

教会学校は各地に数多く設立されたが、小学校程度の学校が圧倒的に多く、在学生が50人以

清朝末期から中華民国初期における中国女子体育に対する一考察

下の小規模なものが多かった。しかし、在学生の女子の比率は一般学校の8倍以上であった。

教会学校の統一団体が各地に設けられていたが、その団体の定めた教科課程には体育はほとんど含まれていなかった。これは設備の貧弱な小規模の学校が多かったので体育の授業を実施しようとしても不可能に近かったためでないかと考えられる。

以上の点からして、適格教員の不足、過半数が施設も整わない小規模学校であったので、法令上は女子の学体体育が定められていたが、実際には一部の学校を除きほとんど体育を実施していないかったのではないだろうか。

(42. 9. 30)